

日本における女性の法的権利，地位の変遷に 関する研究（Ⅰ）

A Study on Changes of Women's Legal Rights and Status in Japan: Part I

（1995年3月31日受理）

沢 津 久 司
Hisashi Sawazu

Key words： 女性，日本国憲法，女子差別撤廃条約

Ⅰ は じ め に

1995年8月～9月，北京において国連の第四回世界女性会議が開催されることになっている。第一回のメキシコ世界会議（1975年6月），第二回のコペンハーゲン世界会議（1980年7月），第三回のナイロビ世界会議（1985年7月）に続くもので，アジアで初めて開かれる国連の女性会議であり，女性差別の撤廃，女性の地位向上に多大の成果のあることが期待されている。

戦後50年にあたる日本は，男女平等を定めた「日本国憲法」（1947年（昭和22年）5月3日施行）のもと，1985年（昭和60年）6月には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下，「女子差別撤廃条約」と略記）を批准し，女性差別の撤廃，女性の地位向上に努めているところであるが，経済大国のわりに，女性の地位は高くない¹と認識されている。日本における女性の地位の低さ²は永年わたる男尊女卑，男女不平等に原因があると思われ，日本における女性の法的権利，地位をめぐる変遷の考察が必要である。

本研究では，①封建制を廃し，文明開化，富国強兵，殖産興業のスローガンのもと，近代的民主主義をめざした明治時代に，アジアで初めて制定された「大日本帝国憲法」（1890年（明治23年）11月29日施行）を中心に戦前の女性の法的権利，地位を考察する。

次に，②女性の法的権利，地位に劇的な変化をもたらした「日本国憲法」（1947年（昭和22年）5月3日施行）を中心に，戦後における女性の法的権利，地位をめぐる変遷を探り，③女性に対する差別撤廃を国際的に保障した「女子差別撤廃条約」（1985年（昭和60年）6月批准）による是正措置も参照し，女性差別の撤廃，女性の地位向上をめざす国際社会と日本のかかわりを考察したい。

Ⅱ 「大日本帝国憲法」等のもとの女性の法的権利，地位

1789年，フランスで「人権宣言」（正式には「人および市民の諸権利の宣言」）が出された。「人権宣言」1条には、「人は，自由かつ権利において平等なものとして出生し，かつ生存する」と男女の平等を認めているような規定があったが，実際はそこでいう人とは男性であり，市民とは男性市民であり，女性は含まれていなかった³。

「人権宣言」の100年後，アジアで初めて制定された憲法である「大日本帝国憲法」下においても，女性の地位については次のような男尊女卑，男女の不平等があった。

1. 「大日本帝国憲法」下の女性

(1) 女性に対する「臣民の権利」の不平等な扱い

「大日本帝国憲法」には，法律の留保つきの「臣民の権利」が規定されていた。今日から見ると，権利保障の範囲が狭い，法律によって制限される，違憲法令審査権がないなどの不完全なものであったが，国民が国家に対して権利を有する，あるいは国家の権力によって侵害されない自由を有するという考えは，それまでの時代に比較すると大きな進歩であり，大きな意義があったと評価すべきである。

しかし，日本古来の男尊女卑，男女の不平等は改められず，たとえば「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及ソノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」（19条）と，日本臣民が平等に各種の公務に就き得る権利能力のあることを認めていても，女性には認められていなかった⁴。日本臣民たる要件を定めていた「国籍法」（1899年（明治32年））にも男女の不平等があった。父が日本人のときは生まれた子は日本人となった（父系血統主義）が，父が外国人で母が日本人のときは生まれた子は日本人とはならず，父が知れない場合又は無国籍人である場合に限り，生まれた子は日本人となった。この例などのように，女性は不平等に扱われていた。「臣民」とは兵役，納税，教育の三義務を負える，わずかな男性だけであり，女性は入っていないとする説⁵もある。

(2) 女性には政治的権利なし

直接国税15円以上を納める25歳以上の男子には選挙権が，直接国税15円以上を納める30歳以上の男子には被選挙権が与えられ，1890年（明治23年）7月には第一回衆議院議員選挙が行われた。

しかし，女性は1890年（明治23年）の「集会及び政社法」によって，政治活動の自由を全面的に奪われた⁶。4条で，女性は政治的演説会に参加することを禁止され，25条で政党などに加

入することを禁止された。集会に参加しただけでも「2円以上20円以下の罰金」があり，政社に加入した場合も同様の罰金に処せられることになっていた。「集会及び政社法」は，1900年（明治33年）「治安警察法」に変わり，5条で，女性は政治的結社に加入すること，政談集会に参加することも禁止された。1920年（大正9年）には平塚らいてうを中心に，市川房枝，奥むめをらの協力を得て，新婦人協会が結成され，「治安警察法」5条修正，婦人参政権獲得など女性の政治的権利を求めて，ねばり強い活動を展開した。1922年（大正11年），政談集会主催・参加の制限の廃止の改正案が可決成立した。しかし，政党に加入し活動する自由は，戦後「治安警察法」が廃止になるまで32年間女性から奪われ続けていた。

一方，婦人参政権とりわけ選挙権・被選挙権の獲得をめざす運動も続けられ，1920年（大正9年）新婦人協会によって「衆議院議員選挙法改正に関する請願書」が国会に提出された。1925年（大正14年），政府は，25歳以上の男子に普通選挙権を与えることと引きかえに「治安維持法」を制定した。しかし，女性は選挙権・被選挙権とも禁止された。政治に参加する機会・権利を奪われたままの女性は，戦争に協力するための「愛国婦人会」「国防婦人会」に加入させられ，夫を，親を，子を戦場に連れ去られることに一言の批判をする自由すらないまま，天皇制軍国主義の犠牲者として敗戦を迎えなければならなかった。

（3）性別役割分担思想による女性の自立の抑圧

今日でも残存している「男は仕事，女は家庭」，「良妻賢母」の言葉が意味するように，女性は封建的な家族制度や慣習のもとで，「家」のため，「夫」のため，「子ども」のために，自分を犠牲にして働くことが鑑とされ，家事労働と育児労働に専念させられ，その自立は抑圧された。

法律上も，妻は無能力者とされ，財産は夫の管理の下におかれ，離婚にともなう財産分与請求権もなく，経済的に自立することも不可能な地位におかれていた。

（4）女性の教育権の軽視

女子に対しては，「良妻賢母教育」⁷が行われ，儒教的な婦徳思想と結びついた「女子の本分」「女子のつとめ」が強調された。また，男女別学であり，教育内容も著しく異なり，女学校では修身や裁縫に時間がさかれ，高等学校，大学という高等教育機関は一部の例外を除いて，女子に対してその門戸をかたく閉ざしていた⁸。帝国大学令では，女子の大学入学を禁止する規定はなかったが，習慣的にかつ不文律的に，大学入学は男子のみに許可されていた⁹。女子が大学に入学できたのは，1913年（大正2年）8月に東北帝国大学に3名が入学したのが初めてである。

(5) 女性労働者保護水準の低さ

半封建的な地主制度のもとで貧苦にあえいでいた農村からは、安い婦人労働力が吸い上げられていったが、人身売買的な年奉公の形で、繊維工業をはじめとする工場に投入された。『女工哀史』にみられるように、婦人労働者は極端な無権利状態をしいられていた¹⁰。

1911年（明治44年）、第一次「工場法」が制定されたが、婦人労働者の労働時間を12時間まで認め、施行後15年間はさらに2時間の延長を認めた。深夜労働についても午後10時より午前4時まで禁止すると規定されたが、2交代制の場合や、特種の業務等については、施行後15年間は深夜労働は禁止されなかった。休日は月2回にすぎず、母性保護関係についてはたんに「主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得」という規定があったにすぎない。この「工場法」は常時15人未満の工場には適用にならず、施行には5年もの猶予期間（1916年（大正5年）9月1日施行）をおくという骨抜き規定が設けられていた。

第一次「工場法」は、1923年（大正12年）改正され、3年後の1926年（大正15年）に施行された。第二次「工場法」は、適用工場を労働者を常時10人以上使用するものにまで広げたほか、労働者の最低年齢を14歳とし、女性に対し労働時間を1日11時間に、午後10時から翌朝午前5時までの深夜業禁止（ただし行政官庁の許可を得たときは午後11時まで就業が許された）、毎月休日2回、休憩時間は就業6時間以上のもの1日30分、就業10時間以上のもの1時間、をいっせいにあたえることなどの諸点における「改善」がほどこされていた。しかし、依然として長時間労働制を許容したばかりか、身売りの労働をしいてきた前借年奉公契約、前借金と労賃との相殺雇用契約を、女性、年少労働者の父兄と雇主、仲介人との間で結ぶことや強制貯金制度なども禁止しないなどきわめて「労働保護法」としては不十分なものにほかならなかった。

上述の「大日本帝国憲法」について、宮沢俊義教授は、その民主的要素として、①帝国議会、②大臣助言制、③司法権の独立、④権利宣言を挙げられ、逆に反民主的要素として、①天皇主権の原理、②貴族院、③大権事項、④大臣助言制の制約を挙げられる¹¹。しかし、両性の本質的平等の観点からすれば、男女不平等ということも反民主的要素として挙げられるべきであろう。

2. 「民法旧法」（以下、「明治民法」と略記）下の女性

日本では、1890年（明治23年）に旧民法が公布され、1893年（明治26年）から施行されることとなっていた。しかし、実施延期の声が挙がり、穂積八束の論文「民法出デテ忠孝滅ブ」に代表される民法典延期派が勝利を占め、1896年（明治29年）まで延期されることとなった。延期派は、わが

国の慣習と美俗を尊重して作られたはずの旧民法典の家族法が伝統的家制を無視し、「風俗ヲ壊乱スルモノ」と批判した。父亡きあと母を当然に親権者とするのも、家の血統を外れる母に家産を自由にさせるもので家制に反するとし、親権者を父のみとし、父なければ士族の慣行に従い後見人を立てることにするべきだと主張したり、母と子は家を同じくすることにより親子関係が認められるのであり、家を去った母と家に在る子との間に相互的な扶養義務が継続するというのはわが国の家制に反するとも論難した¹²。

1898年（明治31年）7月新たに施行された「明治民法」にも、次のような男尊女卑の規定，男女不平等の規定，個人の尊厳に反する規定がみられた。

（1）妻の無能力者制度（明治民法14条～18条）

女性は結婚すると，法律上無能力者とされ，一定の重要な法律行為をするには，夫の許可を得なければならなかった。準禁治産者（心身耗弱者，聾者，啞者，浪費者）同様に扱われた。

（2）戸主（明治民法732条～764条）の存在

1）明治民法のもとでは，封建的な「家」制度があり，戸主を中心とする大家族制度がとられていた。戸主には次のような大幅な家族支配権が認められていた¹³。

ア．家族の入籍・去家に対する同意権

イ．家族の婚姻・養子縁組みに対する同意権と，これに伴う離籍権・復籍拒絶権

満15歳以上25歳未満の女子が結婚するには，戸主の同意，父母の同意が必要とされ，満25歳以上の女子が結婚するには，戸主の同意が必要とされた。

ウ．養親死亡後，養子の離縁に対する同意権

エ．家族の居所指定権と，これに伴う離籍権

戸主の意に反して居所を定めた家族に対し，戸主は離籍権を有した。よく起こったのは戦死者の遺族に支払われる死亡手当の受領者をめぐり，戦死者の妻を失格させ，戦死者の父母にとりたい一心から，戸主の居所指定権を濫用し，未亡人に対して都会の就職口を棄て農村に帰ることを命じたり，あるいは実際に夫の生家に帰ってくると虐待的行動にでてその「家」を強制的に去らせるなど，濫用例がむしろ多きにすぎたくらいである¹⁴。

オ．家族の瑕疵ある婚姻・養子縁組みの取消権

カ．家族の禁治産・準禁治産の宣告・取消しの請求権

キ．家族の後見人・保証人となる権利義務

ク．親族会に関する権利

2) 戸主の地位の継承は「家督相続」といわれ、家督相続人は、原則として男、しかも長男の単独相続主義がとられていた。また、家督相続人は男兄弟が姉妹に優先して相続人になった(明治民法970条)。さらに、戸主である夫が本妻以外の女性との間に男子をもうけ認知しているときには、この認知を受けた庶子の男子が、嫡出子の長女よりも「家督相続」については優先した¹⁵。戸主である夫が死亡し、直系卑属がない場合にのみ、例外的に妻に「家督相続」が認められた。戸主は60歳になれば隠居できるとされたが、女戸主には年齢にかかわらず隠居を許した(明治民法755条)。

戸主制等については、次のような事件も起こった¹⁶。1910年(明治43年)、河田嗣郎京都帝国大学教授の『婦人問題』が「家」制度を破壊するものとして、文部省から絶版を求められた。1911年(明治44年)には、岡村司京都帝国大学教授の岐阜県教育委員会での講演「親族と家族」が問題になった。「戸主制にありては妻に子なきときは他の妻若くは妾に子を挙げしむるの必要あり」、「長子相続は每家一人の愚物を出だすに止まるの利益あり」などと、男尊女卑、夫婦不平等を非難した。これが戸主制度、「家」制度を批判したとして、文部大臣から譴責処分をうけたのである。

3) 遺産相続においても、直系卑属がいるかぎり、配偶者は遺産相続をすることができなかった(明治民法994条、996条)。

4) 妻は婚姻によって夫の「家」にはいり(明治民法788条)、夫には妻を同居させる義務がある(明治民法789条)。封建的な慣習、意識のもとで、「未だ嫁せざれば父に従い」、「嫁しては夫に従い」、「夫死すれば子に従う」ことが要求され、かつ教育された。

(3) 夫婦の財産関係における差別(明治民法801条、799条)

妻の財産は夫によって管理され、妻の財産から生じる収益は、すべて夫に帰属するものとされた。妻の経済行為はすべて夫の許可を必要とし、妻の財産管理権は認められていなかった。

(4) 子の親権に対する差別(明治民法877条、886条)

親権者は原則として父親であり、母親の親権は父がいないなど例外的な場合にだけ、親族会の同意を得たうえで認められていた。

(5) 夫婦の貞操義務に関する差別(明治民法813条)

妻が姦通したとき、夫はこれを理由に離婚の請求ができた。しかし、夫が他の既婚女性と姦通しても、妻はそれだけでは離婚の請求はできず、夫が姦淫罪として刑に処されたときにはじめて夫に対して離婚の請求ができた(夫が独身の女性と関係を結ぶことは離婚の理由にならな

い）。

離婚については，封建的な家制度の存在と，妻の劣悪な低い地位による夫からの専権離婚，棄妻離婚が横行した¹⁷。

（6）財産分与請求権の欠如

離婚の際の妻の財産分与請求権は認められていなかったもので，経済的基盤に欠ける妻には離婚の障害となった。

Ⅲ 「日本国憲法」等のもとの女性の法的権利，地位

「日本国憲法」は，1946年（昭和21年）11月3日公布され，47年（昭和22年）5月3日施行された。その基本原理として，「国民主権」，「基本的人権の尊重」，「平和主義」が挙げられ，第三章「国民の権利及び義務」の中，14条で法の下での平等，24条で家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等が定められている。

1. 「日本国憲法」下の女性

（1）法の下での平等（14条）

「日本国憲法」14条は，「すべて国民は，法の下に平等であって，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的，又は社会的関係において差別されない」と定め，永年にわたる男女不平等に終止符をうった。以下，政治的，経済的，社会的関係における男女平等について述べることにする。

1) 政治的関係における男女平等の原則

女性が政治結社に参加することを犯罪としていた「治安警察法」は1945年（昭和20年）11月廃止された。同年12月の「衆議院議員選挙法」の改正により，女性の選挙権及び被選挙権が認められ，46年4月衆議院選挙で行使された¹⁸。女性の投票率は66.97%で，39人の女性議員が誕生した。「日本国憲法」は，15条で公務員の選定・罷免権，普通選挙の保障を，44条で国会議員の選挙権及び被選挙権について性別による差別の禁止を定めた。また，21条で，集会を開くこと，集会に参加すること，デモ行進すること，政治的結社を作ること，政治的結社に加入すること，言論・出版その他表現の自由を男女の別なく認めた。

2) 経済的関係における男女平等の原則

ア. 「労働基準法」（1947年（昭和22年）9月及び11月施行）による女性保護

「日本国憲法」22条により，居住・移転・職業選択の自由が認められ，女性の社会進出

の機会が拡大した。また、同25条により、①「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されるとともに、②社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進がはかられ、社会的弱者保護政策、健康保険制度、年金制度等の整備が行われることとなった。

さらに、同27条により、①職業安定所など勤労の権利・義務に対応する施設、制度が整備され、②労働基準法・最低賃金法など賃金・就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準が定められ、③児童の酷使は禁止された。同28条により、団結権・団体交渉権・団体行動権が認められ、労働者の団結による労働条件向上が認められることとなった。

同27条2項により、勤労条件に関する最低の基準を定めている「労働基準法」では以下のように、男女平等、女性保護・母性保護を定めている。

(なお、「女子差別撤廃条約」批准のための「男女雇用機会均等法」制定にともなう、「労働基準法」の1985年(昭和60年)改正も、あわせて記述する)

a. 男女同一賃金の原則(4条)

労働者が女子であることを理由として、賃金について男子と差別的取扱をしてはならない。

b. 女子労働者の保護

(i) 時間外労働の制限、休日労働の禁止(旧61条)

女子労働者については、1日に2時間、1週間に6時間、1年について150時間をこえて残業させてはならない。休日についても労働させてはならない。ただし例外規定もある。1985年(昭和60年)改正により、女子であっても、①指揮命令者、専門業務従事者は規制を廃止、②非工業的業種に従事する者は4週につき24時間、1年150時間と規制を緩和、③工業的業種に従事する者は時間外労働についての1日2時間の規制は廃止し、1週について6時間、1年150時間とした(64条の2)。

1985年(昭和60年)改正により、妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜労働の禁止規定が新設された(66条)。

(ii) 深夜業の禁止(旧62条)

午後10時から午前5時までの深夜業に女子労働者を従事させることは原則として禁止。ただし例外規定もある。

1985年(昭和60年)改正により、女子であっても、指揮命令者、専門業務従事者は規制を廃止。タクシー、ハイヤー業も規制を廃止(64条の3)。

(iii) 危険有害業務への就業制限(旧63条)

女子を物理的危険業務や命令で定める重量物を取り扱う業務に従事させることを禁止。

1985年（昭和60年）改正により，妊娠中の女子及び産後1年を経過しない女子に係る有害な一定の業務について就業禁止。妊娠または出産に係る機能に有害である一定の業務についてのみ就業禁止（64条の5）。

（iv）坑内労働の禁止（旧64条）

女子や満18才未満の者に坑内労働をさせることは禁止。

1985年（昭和60年）改正により，臨時の必要のため，坑内で行われる一定の業務（医師及び看護婦の業務，取材の業務）に従事する者は規制を廃止（64条の4）。

（v）産前・産後の休業と解雇制限（旧65条）

産前は6週間以内・産後は6週間の休業が定められた。

1985年（昭和60年）改正により，産前は原則6週間（多胎妊娠の場合は10週間），産後休業は8週間へ拡充された（65条）。

（vi）妊娠中の軽作業への転換（旧65条）

妊娠中の女子が請求した場合は，他の軽易な業務に転換させなければならない。

1985年（昭和60年）改正後も変わらず（65条）。

（vii）育児時間（旧66条）

満1年に達しない生児を育てる女子は，1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求できる。

1985年（昭和60年）改正後も変わらず（67条）。

（viii）生理休暇（旧67条）

生理日の就業が著しく困難な女子，または生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは，その者を就業させてはならない。

1985年（昭和60年）改正により，生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときはその者を生理日に就業させてはならないと，規制を緩和（68条）。

（ix）帰郷旅費（旧68条）廃止

女子が解雇の日から14日以内に帰郷する場合は，使用者は必要な旅費を負担しなければならない。

1985年（昭和60年）改正により，帰郷旅費制度を廃止（64条）。

イ．「家内労働者」の保護

女子が大多数を占める家内労働者（製造・加工業者等から委託を受けて，物品の製造又は加工等にあたる者），いわゆる内職者について，「家内労働法」が1970年（昭和45年）10月1日施行され，①家内労働手帳の交付，②工賃の支払，③最低工賃制度，④安全及び衛生措置，⑤罰則等を定め，家内労働者の労働条件の向上を図り，生活の安定に資すること

を図っている。

ウ. 「パートタイム労働者」の保護

女子が大多数を占めるパートタイム労働者について、「パートタイム労働対策要綱」が1984年（昭和59年）12月3日策定され、「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」が1989年（平成元年）6月23日告示された。

その後、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が1993年（平成5年）6月成立し、同年12月1日より施行された。この法律は、短時間労働者について、①適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、②福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、③職業能力の開発及び向上等に関する措置、④短時間労働援助センター等について定めており、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉の増進を図ることを目的としている。

エ. 「派遣労働者」の保護

女子が大多数を占める派遣労働者、いわゆる人材派遣について、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣事業法）が1985年（昭和60年）7月成立し、翌86年（昭和61年）7月1日より施行された。この法律は、就業条件の明示、派遣元管理台帳の作成、派遣先管理台帳の作成など、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的としている。一般労働者派遣事業は労働大臣の許可、特定労働者派遣事業は労働大臣への届出が必要とされている。

オ. 「男女雇用機会均等法」の制定

男女平等を定めた「日本国憲法」の規定にもかかわらず、従来女子に対して雇用の面では多くの不平等がみられ、女子に対する求人少な、結婚退職制、出産退職制、若年定年制、セクシュアル・ハラスメントなど、男性に比して不平等、不利益な扱いも多くあった。

日本は「女子差別撤廃条約」批准のため、「男女雇用機会均等法」を1985年（昭和60年）5月定め、翌86年（昭和61年）4月1日より施行した。この法律は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するとともに、女子労働者について、職業能力の開発及び向上、再就職の援助並びに職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とする（1条）。

しかし、事業主に課せられた①労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与える、②労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と

均等な取扱いをするは、いずれも努力義務規定であり、罰則はないため、昨今の不況はたちまち女子学生の就職難としてしわ寄せが生じている。次に、③教育訓練、④福利厚生についても、女子であることを理由として差別的取扱いをしてはならないことになっているが、罰則はない。⑤定年及び解雇についても、女子であることを理由として差別的取扱いをしてはならない。さらに、⑥女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は産前産後休業したことを理由として、解雇してはならないと定めているが、⑤⑥とも罰則はない。このように、「男女雇用機会均等法」には罰則がないので実効性の確保に欠けるとの批判¹⁹もある。その他、女子労働者の就業に関する援助の措置等、再就職の援助、再雇用特別措置の普及等も定められている。

また、上述した「男女雇用機会均等法」制定にあわせて行われた「労働基準法」改正（1985年（昭和60年））についても；女子労働者・母性保護の後退として批判²⁰もある。

カ．「育児休業等に関する法律」の制定

子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、労働者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的（1条）として、「育児休業等に関する法律」が1991年（平成3年）5月成立、92年（平成4年）4月1日より施行された。労働者は、一歳に満たない子を養育するために最長1年間の育児休業を申し出ることができる。育児休業は父母のどちらでもよいが、現実には母親が圧倒的に多い。育児休業中の賃金については95年（平成7年）4月1日より、有給となり、賃金の25%相当額が支給されることとなった。

キ．女性の年金権の確立

1959年（昭和34年）4月制定された「国民年金法」では、専業主婦は国民年金に任意加入していない場合は、自分名義の年金の給付を受けられず、夫と離婚した場合は、妻は無年金の状態となっていた。1986年（昭和61年）4月の「国民年金法」一部改正後は、専業主婦は、国民年金に強制加入し、自分名義の年金（基礎年金）の給付を受けられることになった。

3）社会的関係における男女平等の原則

ア．家族生活における平等（24条）

「日本国憲法」24条の家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等の規定により、「明治民法」親族、相続編は改正され、「家」の制度、「家督相続」、「戸主制度」、「長子相続制度」、「妻の無能力者制度」、「妻の姦通による離婚」など廃止となった。詳細は下記2．「民法」の項参照。

イ．教育における平等（26条）

「大日本帝国憲法」のもとでは、女性の教育権が軽視され、教育内容も著しく異なり、

高等教育機関は一部の例外を除いて女子に対して門戸を閉ざしていたが、「日本国憲法」のもとでは、26条で教育の機会均等などが定められ、女子に対する高等教育の解放も行われ、1947年（昭和22年）3月31日施行された「教育基本法」も、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と定めた。女子の高等教育機関への進学率も高まり、商船大学、防衛大学等も女子の受入れを行うようになった。

「女子差別撤廃条約」批准の関係で、家庭科の男女共修も行われることとなり、中学校は1993年（平成5年）4月より、高等学校は94年（平成6年）4月より、男子生徒も必修となった。

（2）家族生活における個人の尊厳と両性の平等（24条）

日本国憲法24条は、「①婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と定めている。「明治民法」親族、相続編は改正され、「家」の制度、「家督相続」、「戸主制度」、「長子相続制度」、「妻の無能力者制度」、「妻の姦通による離婚」など廃止となった。詳細は下記2.「民法」の項参照。

2. 「民法」下の女性

「明治民法」親族、相続編は、家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた「日本国憲法」24条に合わせて改正され、1947年（昭和22年）12月公布、翌48年（昭和23年）1月1日施行された。男尊女卑、男女不平等に基づく「家」の制度、「家督相続」、「戸主制度」、「長子相続制度」、「妻の無能力者制度」、「妻の姦通による離婚」など廃止され、次のように改められた。

（1）男女平等、家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく改正

- | | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|---------|
| ①妻の無能力者扱いを削除 | （14条～18条） | ②夫婦の氏を選択の自由 | （750条） |
| ③夫婦の同居・協力・扶助義務 | （752条） | ④結婚費用の分担 | （760条） |
| ⑤夫による妻の財産管理権の否定 | （762条） | ⑥夫婦の居所・職業選択の自由 | （憲法22条） |
| ⑦未成年の子に対する親権の共同行使 | （818条） | ⑧扶養義務の平等化 | （877条） |
| ⑨離婚の際の財産分与請求権 | （768条） | ⑩離婚原因での妻の差別的な扱い廃止 | |

(770条)

- ①長子相続制度（家督相続制度）廃止(890条) ②相続における男女差別の否定 (887条)
(889条), (900条)

(2) その後の「民法」改正

- ①離婚後，婚姻中の氏を名乗る権利（767条）1976年（昭和51年）6月

離婚の日から3カ月以内に区役所・市町村役場に届け出れば，婚姻中に名乗っていた氏をそのまま名乗ることができるようになった。

- ②妻の相続分の強化（900条）1981年（昭和56年）1月1日

配偶者の相続分が従来よりも引き上げられた。

- ③特別寄与分制度の新設（904条の2）1981年（昭和56年）1月1日

- ④遺留分制度の改善（1028条1号）1981年（昭和56年）1月1日

3. 国連による国際的な人権保障，「女子差別撤廃条約」下の女性

以上「大日本帝国憲法」等，「日本国憲法」等のもとでの女性の法的権利，地位の変遷について述べてきたが，現在はこれに加えて，国連による国際的な人権保障の時代となっている。具体的には国連で最も成功した条約の一つといわれる「女子差別撤廃条約」を中心とするものである。1979年に発効した条約であるが，日本は1985年に批准した。1994年（平成6年）2月4日現在，締約国は132ヶ国となっている。この条約においては，各条項について4年に一度の報告義務制度がとられており，日本はすでに，第一次報告を1987年3月に，第二次報告を1992年2月に，第三次報告を1993年10月に提出している²¹。

締約国は，「女子に対する差別となる既存の法律，規則，慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法）をとること」（2条）と，法律以外にも規則，慣習及び慣行による差別の撤廃義務が課せられているのが，大きな特徴である。

「日本国憲法」のもとで，男女平等は整備されたとの見解もあるものの，1985年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり，次のような措置が採られた。①雇用の分野において，「男女雇用機会均等法」の制定，②教育の分野において，「家庭科」の男女共修，③国籍の分野において，「国籍法」を改正し，父系血統主義から父母両系血統主義の採用へ，また男女の帰化要件も平等化された。

この「女子差別撤廃条約」に基づく，日本の既存の法律，規則，慣習及び慣行の修正又は廃止はひき続き行われており，1994年7月，「民法」改正要綱試案として，①婚姻適齢が男子満18才，女子満16才で不平等→男女とも満18才とする，②女子のみ再婚禁止期間が6カ月間あり不平等→100日に短縮する，③夫婦同氏の原則は事実上の不平等を生んでいる→選択的夫婦別氏制導入をするなど

と示されている。

また、「優生保護法」(1948年(昭和23年)9月施行)、「売春防止法」(1957年(昭和32年)4月施行)、「皇室典範」(1947年(昭和22年)5月施行)、「労働基準法」,「男女雇用機会均等法」等においても問題点が指摘されている。さらに、法律上平等であっても、事実上不平等となっている事項、アファーマティブ・アクションを導入すべきだと指摘されている事項もある。

(今号の紙数が尽きたので、3の国連による国際的な人権保障、「女子差別撤廃条約」下の女性の法的権利、地位については次号においてひき続き述べることとする)。

注

- [1] 国際女性の地位協会編『女子差別撤廃条約』(三省堂, 1990年) 106頁以下
小寺初世子『日本政府第2次レポートの問題点』(『国際女性』No.7(尚学社, 1993年)所収。75頁)
小寺初世子『第2回日本政府レポート審議』(『国際女性』No.8(尚学社, 1994年)所収。72頁)
- [2] たとえば、井上清『新版日本女性史』(三一書房, 1967年) 参照
大竹秀男『家と女性の歴史』(弘文堂, 1977年) 参照
- [3] 大久保一徳, 後藤安子『女性と法』(法律文化社, 1990年) 19頁
樋口陽一, 大須賀明『日本国憲法資料集』(三省堂, 1993年) 51頁
吉田豊, 小栗実『世界の憲法』(一橋出版社, 1983年) 18頁
陸路順子編『女性法学・憲法』(学術図書出版社, 1993年) 117頁
植野妙実子『「共生」時代の憲法』(学陽書房, 1993年) 6頁以下
辻村みよ子『人=男性の権利から女性の権利へ』(『ジュリスト』No.937(有斐閣, 1989年)所収。32頁)
- [4] 美濃部達吉『憲法撮要』(有斐閣, 1946年) 149頁
- [5] 大久保一徳, 後藤安子 前掲2 21頁
- [6] 以下183頁15行まで、坂本福子『女性の権利』(法律文化社, 1982年) 23頁以下要約
なお、鹿野政直, 堀場清子『祖母・母・娘の時代』(岩波書店, 1985年) 106頁以下参照
- [7] 大久保一徳, 後藤安子 前掲2 22頁
金城清子『法女性学のすすめ』(有斐閣, 1983年) 97頁以下
鹿野政直, 堀場清子 前掲6 60頁以下
なお、友野清文「良妻賢母思想の変遷とその評価」に詳しく記述されている。(『続・親と子

の教育論』（西尾総合印刷，1994年）所収。297頁以下）

〔8〕金城清子 前掲7 99頁以下

なお，友野清文 前掲7「女性の学びと自立」264頁以下，及び「近代日本女子職業教育論の構造」275頁以下参照

〔9〕樋口陽一，大須賀明 前掲2 48頁

なお，友野清文 前掲7「女性の学びと自立」272頁以下参照

〔10〕以下21行まで，坂本福子 前掲6 93頁及び100頁以下要約

鹿野政直，堀場清子 前掲6 44頁，60頁以下参照

〔11〕宮沢俊義『新版憲法入門』（勁草書房，1973年）48頁

〔12〕大竹秀男 前掲2 285頁以下

〔13〕永原慶二，住谷一彦，鎌田浩編『家と家父長制』（早稲田大学出版部，1992年）26頁

〔14〕末広敏太郎著 戒能通孝改訂『民法講話』上巻（岩波書店，1954年）221頁

〔15〕中川淳編『女性のための法学』（世界思想社，1987年）112頁他

〔16〕井戸田博史『家族の法と歴史』（世界思想社，1993年）19頁

大竹秀男 前掲2 298頁

〔17〕大久保一徳，後藤安子 前掲2 65頁

〔18〕鹿野政直，堀場清子 前掲6 182頁以下

〔19〕中川淳編 前掲15 130頁

〔20〕中川淳編 前掲15 132頁

金城清子 前掲7 141頁

〔21〕国際女性の地位協会発行『国際女性』（尚学社）に，日本政府提出のレポート及び審議内容が掲載されている。